

(設置)

第1条 障がいの有無に関わらず、共にいきいきと生活できるまちづくりを行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する恵那市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 困難事例への対応に関する事。
- (2) 関係機関等によるネットワークに関する事。
- (3) 障がい福祉の計画に関する事。
- (4) 社会資源及び福祉サービスに関する事。
- (5) 雇用及び就労に関する事。
- (6) 療育及び教育に関する事。
- (7) 障がい者虐待及び権利擁護に関する事。
- (8) 障がい者の差別解消に関する事。
- (9) その他市長が必要と認める事。

(委員)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障がい当事者団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 地域福祉に関わる者
- (6) 保健・医療に関わる者
- (7) 雇用・就労に関わる者
- (8) 療育・教育に関わる者
- (9) 虐待・権利擁護に関わる者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第8条 協議会は、所掌事務に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。ただし、市長が適当と認めたときは、協議会の庶務の全部又は一部を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19第1項の指定を受けた指定一般相談支援事業者に委託することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第52号の6抄)

(経過措置)

1 この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年6月25日告示第101号の2抄）

（経過措置）

1 この告示は、告示の日から施行する。

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

1 この告示は、告示の日から施行する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。